



令和8年度福岡県外国人介護人材 受入れ施設等環境整備事業

を実施します！

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課
介護人材確保対策室

T E L : 092-643-3327

E-mail : k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp

事業概要

外国人介護職員を受け入れる（予定を含む。）施設等（以下「受入れ（予定）介護施設等」という。）又は、外国人留学生が在籍する介護福祉士養成施設（以下「受入れ養成施設」という。）が、以下事業を実施した場合に要する経費を補助します。

① 受入れ（予定）介護施設等を対象としたもの

外国人介護職員の生活支援に必要な取組

○外国人介護職員が使用する自転車・電子レンジ・洗濯機・冷蔵庫の購入

※電子レンジ・洗濯機・冷蔵庫以外の家電は補助対象外です。

○雇用開始及び入居開始の翌月から1年以内の外国人介護職員が入居する住居の家賃（共益費、管理費含む。）

※福岡県社会福祉協議会が実施する「介護福祉士等修学資金貸付事業」、「福岡県外国人留学生奨学金等支援事業」等類似する補助を受けている場合、併用はできません。

ただし、他制度と重複しない場合（例：「福岡県外国人留学生奨学金等支援事業」で家賃の5、6月分を申請し、「福岡県外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業」で7月分を申請する場合等）は申請できます。

② 受入れ養成施設を対象としたもの

在籍する留学生に適切な教育を行うための教員の質の向上に必要な取組

○留学生の指導方法等に関する教育の手引きの作成

○教員の異文化理解の研修の受講

※ただし、国の教育訓練制度等との併用はできませんので、ご注意ください。

補助額

実施する事業	補助率	補助上限額
① 受入れ（予定）介護施設等を対象としたもの	2 / 3	20 万円 (1 施設あたり)
② 受入れ養成施設を対象としたもの	10 / 10	55 万円 (1 施設あたり)

対象経費

補助事業の実施に必要な次に掲げる経費

賃金^{※1}、報償費、旅費、需用費、役務費（通信運搬費、手数料^{※2}、保険料、広告料、通訳料、翻訳料）、賃借料及び使用料、委託料、備品購入費、負担金

※1 ②受入れ養成施設を対象としたものについて、賃金は補助対象外

※2 手数料について、振込手数料や支払い手数料は補助対象外

補助対象期間

補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとします。

申請受付期間

令和8年7月10日（金） ～ 令和8年8月31日（月）17時まで

※ 必要書類や申し込み方法等の詳細は実施要領をご確認ください。